

議 会 運 営 委 員 会

日時 令和6年5月30日（木）

午前9時30分

場所 委員会室

議 題

1. 令和6年第2回議会定例会の運営について

(1) 会期日程及び全員協議会の開催について（別紙のとおり）

①会期日程 令和6年6月7日（金）～6月24日（月） 18日間

②全員協議会 令和6年5月31日（金）

(2) 執行部提出議案について（別紙のとおり）

(3) 請願・陳情等の受理について（別紙のとおり）

(4) 全員協議会提出議題について（別紙のとおり）

2. その他

令和6年 第2回議会定例会 会期日程

R6.3.18

月 日 曜	行事日程	日 程 案 (6/7 ~ 6/24 18日間)	備 考
5月22日	水	全国市議会議長会	
29日	水		請願・陳情受付締切(午前中)
30日	木	○ 議会運営委員会(9:30~委員会室)	* 定例会招集通知・全協開催通知
31日	金	* 全員協議会(9:30~議場)	一般質問通告受付開始
6月1日	土		
2日	日		
3日	月		
4日	火		
5日	水	○ 議会運営委員会(15:00~委員会室)	一般質問通告メ切(10:00)
6日	木		
7日	金	○ 議会運営委員会(9:30~委員会室) ● 本 会 議 (10:00~議場) ★ 議案上程—提案説明—質疑—討論—採決 ★ 議案上程—提案説明—質疑—委員会付託	(本会議終了後) 一般質問ヒアリング
8日	土		
9日	日		
10日	月		
11日	火	▼ 議員連絡会(9:30~議場ほか)	【資料要求】【現地調査場所選定】
12日	水		
13日	木	○ 議会運営委員会(9:30~委員会室) ● 本 会 議 (10:00~議場) ★ 請願・陳情—委員会付託 ★ 一般質問①	
14日	金	● 本 会 議 (10:00~議場) ★ 一般質問②	
15日	土		
16日	日		
17日	月	△ 総務民生委員会(9:30~委員会室)	
18日	火	△ 建設経済委員会(9:30~委員会室)	
19日	水	△ 予算決算委員会(9:30~議場)	
20日	木	□ 情報交換会(9:30~議場)	
21日	金		
22日	土		
23日	日		
24日	月	○ 議会運営委員会(13:30~委員会室) ● 本 会 議 (14:00~議場) ★ 委員長報告—質疑—討論—採決 ★ 議案上程—提案説明—質疑—討論—採決 ○ 議会運営委員会(本会議終了後~委員会室)	

令和6年第2回市議会定例会提出議題〔初日提案〕6/7

区分	議案名	No.
同意議案	<p>功労者の選定について</p> <p>・江津市表彰条例第4条第4号該当8名</p> <p style="text-align: right;">「総務課」</p>	4
報告議案	<p>専決処分報告について(4/11専決第6号)</p> <p>・損害賠償の額の決定及び和解について</p> <p style="text-align: right;">「市民生活課」</p>	3
	<p>令和5年度島根県江津市一般会計繰越明許費繰越の報告について</p> <p style="text-align: right;">「財政課」</p>	4
	<p>令和5年度島根県江津市水道事業会計予算繰越の報告について</p> <p style="text-align: right;">「水道課」</p>	5
	<p>令和5年度島根県江津市下水道事業会計予算繰越の報告について</p> <p style="text-align: right;">「下水道課」</p>	6
承認議案	<p>専決処分報告について(3/31専決第3号)</p> <p>・江津市税条例の一部を改正する条例制定について</p> <p style="text-align: right;">「税務課」</p>	2
	<p>専決処分報告について(3/31専決第4号)</p> <p>・令和5年度島根県江津市一般会計補正予算(第9号)を定めることについて</p> <p style="text-align: right;">「財政課」</p>	3
	<p>専決処分報告について(3/31専決第5号)</p> <p>・令和5年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を定めることについて</p> <p style="text-align: right;">「財政課」</p>	4
条例議案	<p>江津市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>・障害の等級の引用先を政令から省令の規定に変更</p> <p style="text-align: right;">「総務課」</p>	29
	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>・非常勤の船員について、地方公務員災害補償法の適用となったため船員に関する部分を削る</p> <p style="text-align: right;">「人事課」</p>	30
	<p>江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>・省令の改正に伴い、保育士等の配置基準を変更</p> <p style="text-align: right;">「子育て支援課」</p>	31
	<p>江津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>・府令の改正に伴い、施設の重要事項について現行の書面掲示にインターネットを利用した公衆の閲覧規定を加える</p> <p style="text-align: right;">「子育て支援課」</p>	32

区 分	議 案 名	No.
	過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について ・課税免除となる対象設備の取得期限を3年延長 「税務課」	33
	江津市地域経済牽引事業の促進を重点的に図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について ・課税免除となる対象設備の取得期限の延長。 「税務課」	34
	地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について ・不均一課税となる対象設備の取得期限を2年延長 「税務課」	35
一般議案	特別功労者を定めることについて ・江津市表彰条例第3条該当4名 「総務課」	28
予算議案	令和6年度島根県江津市一般会計補正予算(第1号)を定めることについて 「財政課」	36

6月7日提案 同意議案 1件 条例議案 7件
 報告議案 4件 一般議案 1件
 承認議案 3件 予算議案 1件

合計 17件

請 願 ・ 陳 情 等 の 受 理

(第2回議会定例会)

【請願】・・・1件

請願第1号 訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出に関する請願

受理年月日 令和6年5月28日

請願者 松江市母衣町55番地2

島根県自治体労働組合総連合

執行委員長 塩治 隆彦

松江市母衣町55番地2

しまね介護福祉ユニオンBONDS

執行委員長 石田 忍

紹介議員 多田 伸治

【陳情】・・・1件

陳情第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出に関する陳情

受理年月日 令和6年5月29日

陳情者 江津市二宮町神主2251番地3

江津民主商工会

会長 野津 克朗

【要望】・・・1件

要望第2号 要望書（森林境界明確化活動に対する支援等に関する要望）

受理年月日 令和6年5月27日

要望者 江津市森林組合 代表理事組合長 川本 豊

請願



2024年5月28日

江津市議会議長 藤間 義明 様

訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出に関する請願書

紹介議員 多田 伸治

請願者

住所 島根県松江市母衣町 55-2 島根県教育会館 2階
氏名 島根県自治体労働組合総連合 (しまね自治労連)
執行委員長 塩 治 隆 彦



住所 島根県松江市母衣町 55-2 島根県教育会館 2階
氏名 しまね介護福祉ユニオン BOND'S
執行委員長 石 田 忍



訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出に関する請願書

請願の要旨

今年度を実施された訪問介護の基本報酬引き下げを撤回し、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を提出すること。

請願の理由

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。中山間地域においてはサービス対象者が点在して移動時間がかかることから利益率は極めて低い、あるいはマイナスとなっているのが実態です。また、政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。

実際に、私たち、しまね自治労連が、今年3月に実施した県内全ての訪問介護事業所への緊急アンケートでは、回答のあった事業所の73%が赤字経営であり、そのうちの87%が、基本報酬引き下げで赤字が拡大するとしています(回答数83事業所/217事業所)。中には、「事業所の閉鎖は時間の問題」との悲痛な声も寄せられています。

また、訪問介護は特に人手不足が深刻です。長年にわたり訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準です。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はなく、そもそも他産業に比べて極めて低い給与の改善には、ほど遠い水準です。国庫負担割合の引き上げによる財源確保で介護報酬を引き上げ、介護人材の確保を図るべきです。

以上の理由から、上記の請願の趣旨のとおり、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう請願いたします。

訪問介護事業の基本報酬引き下げを撤回し、移動時間（あるいは距離）に応じた引き上げを行うとともに、国庫負担割合の引き上げを財源とした介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書（案）

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒りと不安の聲が広がっている。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の高齢者をはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスである。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねない。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れている。中山間地域においてはサービス対象者が点在して移動時間がかかることから利益率は極めて低い、あるいはマイナスとなっているのが実態である。また、政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしているが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。

また、訪問介護は特に人手不足が深刻である。長年にわたり訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回る状況であり、ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準となっている。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしているが、財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はなく、そもそも他産業に比べて極めて低い給与の改善には、ほど遠い水準である。国庫負担割合の引き上げによる財源確保で介護報酬を引き上げ、介護人材の確保を図るべきである。

よって政府においては、訪問介護事業の基本報酬引き下げを撤回し、移動時間（あるいは距離）に応じた引き上げを行うとともに、国庫負担割合の引き上げで財源を確保し、介護労働者の大幅な処遇改善ができるよう介護報酬全体を引上げる再改定を早期に行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年6月 日

〇〇〇議会議長 〇〇〇〇

内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣 } あて

陳情



令和6年5月29日

江津市議会議長 藤間 義明 様

所得税法第56条の廃止を求める意見書提出に関する陳情

住 所 島根県江津市二宮町神主 2251-3

陳情者

江津民主商工会

会長 野津 克朗



【本文】

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書提出に関する陳情

陳情の要旨

個人事業者のもとで生計を一にする配偶者とその他の家族従業者の社会的な地位の向上及び基本的人権の保障のため「所得税法第 56 条廃止」を求める意見書を政府に提出していただきたい。

理由

2024 年 6 月から実施される定額減税と低所得者給付金について、岸田首相は「デフレ完全脱却のための総合経済対策」と位置づけ、「定額減税と住民税非課税世帯への支援の間におられる方に対しても丁寧に対応いたします」と述べていますが、白色事業専従者や青色事業専従者の一部が定額減税や低所得者給付金の対象外とされていることが明らかになりました。

年収 2000 万円までの給与所得者が定額減税の対象になる一方で、所得控除の上限がわずか 86 万円とされる白色事業専従者や、専従者給与が 103 万円以下の青色事業専従者が対象から外されることに道理はありません。

懸命に働く白色事業専従者の働き分は、事業主の必要経費に算入することを許されず（所得税法第 56 条）、この度の定額減税の対象からも外されるというのでは、あまりにも理不尽です。

このような法の下での平等を定めた憲法に反する事業専従者への差別的な処遇を見過ごすわけにはいきません。

たとえ家族経営や小規模な事業者であっても、事業を続けることで雇用を維持し、社会に貢献しています。多くの事業専従者は経理事務などの実務を担っており、定額減税が実施されればその実務にも携わることになります。

定額減税や低所得者給付金の対象から除外されていることを知った事業専従者は「私たちを一人の国民として扱わないのは許せない」と満身の怒りを込めて声を上げています。

所得税法第 56 条の根底にある戦前の家父長制に縛られた考え方を改めていくことは、働き方改革のもと副業が推奨され、ジェンダー平等を求める世論に合致します。

業者婦人、家族従業者の働き分を正当に認められるためにも、政府に対して所得税法第 56 条を廃止することを求めていただきたく陳情をいたします。

陳情代表者

住所：島根県江津市二宮町神主 2251-3

氏名：江津民主商工会 会長 野津 克朗

所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）

地域経済の担い手である中小事業者の経営は、家族全体の労働によって支えられ、日本経済の発展に貢献してきた。また事業を支える女性や家族は営業に携わりながら、家事・育児・介護と休む暇なく働いている。

しかし、我が国では所得税法第56条で事業主と生計を一にする配偶者とその他の親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないこととし、家族従業者の働き分（自家労賃）の必要経費への参入を認めていない。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者で年間86万円、配偶者以外の家族で年間50万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していない。これによって、社会保障や行政手続などの面で弊害が生じている。2024年6月から実施される「定額減税」もその一つ。

家族従業者の給与を必要経費として扱わない法制度は、家族労働を事業主の労働とみなす世帯単位の考え方を残す我が国独自のものであり、国際的にも問題が指摘されている。2015年末に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画は、「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」と明記している。また、国連女性差別撤廃委員会は、2016年3月「所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告した。

現在、全国で500以上の自治体と、11の税理士団体で家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条は廃止すべきという内容の意見書が国に提出されている。地域の中小事業者は、地域の産業を支え、雇用を生み守り、経済を活性化させる力を持つ重要な存在である。家族従業者が自身の働き分を認められ、社会保障も正当に受け、一個人としてさらに活躍できるようになれば、地域貢献にもつながる。

よって、家族従業者の人権を保障し、労働が適正に評価されるよう、所得税法第56条の廃止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣 殿

法務大臣 殿

財務大臣 殿

令和6年5月27日



江津市議会

議長 藤間 義明 様

要 望 書

江津市森林組合

代表理事組合長	川 本 豊
理 事	永 井 正 隆
理 事	小 川 信 夫
理 事	田 中 祥 隆
理 事	二本木 俊 二
理 事	本 藤 久 朋
理 事	松 原 修 二
理 事	山 本 勝 也
理 事	盆子原 温
理 事	佐田尾 志おり

要 望 書

森林は、木材を生産する働きだけでなく、国土保全、地球温暖化の抑制、水源涵養等の多面的な公益的機能を有する総合的な社会資本であり国民全体に様々な恩恵をもたらしています。

旧江津市の森林面積は11,531Haにおよび土地総面積の7割を占めております。この広大な森林は、人工林率が25%以下(松林を除く)と低く、島根県全域の人工林率39%には立ち遅れており人工林率を高めることが緊急の課題であります。また、松造林においては、松くい虫被害等により荒廃し深刻な状況であり樹種転換等の対策が急務であります。

こうした中、国の政策として島根県も推進しておられる、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の定着・拡大を一層推進するための財源として令和元年に森林環境譲与税が創設されました。

江津市内でも、森林環境譲与税を間伐等の森林整備、路網整備、高性能林業機械の導入等、人材育成・担い手確保、木材利用の促進等の強化に活用して、行政と民間が一体となって取り組んでいます。

今後も、山村地域の活性化、また必要な森林整備等を推進していくためには、今の譲与基準のままでは十分対応ができない状況です。

こうした中、林業の雇用を維持していく上で外材に頼らない林業・木材産業を構築する必要があり、川上から川下の連携強化、特に林業労働力の確保については、喫緊の課題となっています。

当組合を取り巻く経営環境も厳しい中、森林資源を次代に継承できるよう、現場作業員の就労条件の充実、林業における生産性・安全性の向上、作業の省力化・軽労化を図る施策の拡充・強化、林業を魅力ある成長産業へと転換する為に意欲的に取り組んで参る所存であります。

また、森林の整備や木材生産の効率化に必要な路網を適切に整備補修等の維持管理を継続していくことは、林業経営に資するとともに森林の公益的機能を高度発揮していくための基盤であり、持続可能な林業の構築のため一層の推進に取り組んで参りたいと考えております。

つきましては、このような実情をご賢察賜り、要望項目のなお一層のご配慮を頂きたく、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 項 目

1. 森林境界明確化活動に対する支援

1. 未調査地の地籍調査の早期実施
2. 森林整備地域活動支援交付金事業の不明所有者の情報提供
3. 森林所有者の不明相続者、及び不在地主等の情報提供と連携強化
4. 伐採届等の情報の提供

2. 森林環境税の使途の拡充

1. 森林整備における新植（人工造林）及び枝打ちの、国及び県の補助金を差し引いた額の補助
2. 林業技術職員の雇用安定化対策補助金の上限の引上
3. 市内の市道・林道・作業路等の状態把握及び、森林施業実施に係る現地調査を行うための維持管理費、重機・大型トラック等が安全に通行できるための支障木・雑草等の伐採、及び幅員確保のための補修・整備費
4. チップ用間伐材買取価格の引上のための補助単価の引上
5. 菰沢公園周辺の森林整備（菰沢公園の観光支援のための地元市民による植樹活動、江津市民・緑の少年団への啓発活動等）への支援

3. 江津市内人工林率（スギ・ヒノキ）50%達成のための支援

1. 江津市有林において行う島根県森林環境保全造林事業（人工造林）の拡充
2. 江津市内において島根県森林環境保全造林事業（人工造林）を行う者への支援の拡充

4. 市道・林道・作業路等の補修・整備

1. 県営林業専用道高丸山線から国道261号へアクセスする作業路開設に対する支援
2. 市内の市道・林道・作業路等の、江津市民が安全に通行するための維持管理の強化

5. 江津市有林（731Ha）の森林整備の拡充

1. 年次毎の江津市有林の境界確定と森林整備の拡充
2. 江津市有林の森林資産の運用（立木の売却等）及び水源林造成事業地への転換の推進
3. 森林研究整備機構が江津市有林と面的に一体的に整備する育成複層林造成事業等の実施

全員協議会提出議題(6月定例会)

資料No.

令和6年5月31日

1	<p>功労者の選定及び特別功労者を定めることについて</p> <p>・功労者9名、特別功労者4名</p> <p style="text-align: right;">「総務課」</p>	1	
2	<p>専決処分報告について</p> <p>・損害賠償の額の決定及び和解について</p> <p style="text-align: right;">「市民生活課」</p>	2	
3	<p>繰越明許費及び予算繰越の報告について</p> <p style="text-align: right;">「財政課」</p>	3-1	
	<p>・一般会計、水道事業会計、下水道事業会計</p> <p style="text-align: right;">「水道課」</p>	3-2	
		「下水道課」	3-3
4	<p>専決処分報告について(3/31専決)</p> <p>・江津市税条例の一部を改正する条例制定について</p> <p style="text-align: right;">「税務課」</p>	4	
5	<p>専決処分報告について(3/31専決)</p> <p>・令和5年度 一般会計補正予算(第9号)</p> <p>・令和5年度 国保会計補正予算(第5号)</p> <p style="text-align: right;">「財政課」</p>	5	
6	<p>条例議案について</p> <p>・江津市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について 外6件</p> <p style="text-align: right;">「総務課」</p>	6	
7	<p>令和6年度補正予算の概要(一般会計)について</p> <p style="text-align: right;">「財政課」</p>	7	
8	<p>江津市国民健康保険の令和6年度保険料率について</p> <p style="text-align: right;">「保険年金課」</p>	8	
9	<p>(有)ふるさと支援センターめぐみの令和5年事業及び決算の報告並びに令和6年事業計画について</p> <p style="text-align: right;">「農林水産課」</p>	9	

計 9件

令和6年度

6月補正予算

予算のあらまし
及び事業概要



令和6年度 江津市補正予算総括表

6月補正予算

単位:千円

会計別	補正前の額	補正額	補正後計	令和5年度 同期補正後 予算額	比較増減	増減率 (%)	
一般会計	18,474,000	△ 785,520	17,688,480	15,919,970	1,768,510	11.1	
特別会計	国民健康保険事業	3,172,377		3,172,377	3,093,105	79,272	2.6
	国民健康保険診療所事業	1,531		1,531	2,268	△ 737	△ 32.5
	後期高齢者医療事業	870,217		870,217	861,672	8,545	1.0
	小計	4,044,125	0	4,044,125	3,957,045	87,080	2.2
合計	22,518,125	△ 785,520	21,732,605	19,877,015	1,855,590	9.3	

令和6年度 一般会計補正予算(第1号)総括表

6月補正予算

歳入

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備考
1. 市 税	2,720,914		2,720,914	
2. 地方譲与税	171,100		171,100	
3. 利子割交付金	2,000		2,000	
4. 配当割交付金	10,000		10,000	
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000		10,000	
6. 法人事業税交付金	45,000		45,000	
7. 地方消費税交付金	530,000		530,000	
8. 環境性能割交付金	9,000		9,000	
9. 地方特例交付金	13,000		13,000	
10. 地方交付税	6,160,000		6,160,000	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	105,358		105,358	
13. 使用料及び手数料	208,322		208,322	
14. 国庫支出金	2,367,601	4,312	2,371,913	
15. 県支出金	1,401,440	1,067	1,402,507	
16. 財産収入	15,630		15,630	
17. 寄付金	403,500	7,500	411,000	
18. 繰入金	1,380,497	△ 2,399	1,378,098	
19. 繰越金	10,000		10,000	
20. 諸収入	543,138	3,500	546,638	
21. 市債	2,365,500	△ 799,500	1,566,000	
歳入合計	18,474,000	△ 785,520	17,688,480	

歳出

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備考
1. 議会費	139,792		139,792	
2. 総務費	2,712,890	11,236	2,724,126	
3. 民生費	5,703,230	1,760	5,704,990	
4. 衛生費	2,112,323	△ 792,600	1,319,723	
5. 労働費	36,736		36,736	
6. 農林水産業費	1,422,178		1,422,178	
7. 商工費	199,972	△ 6,916	193,056	
8. 土木費	1,753,958		1,753,958	
9. 消防費	677,361	0	677,361	
10. 教育費	1,702,352	1,000	1,703,352	
11. 災害復旧費	300		300	
12. 公債費	2,002,908		2,002,908	
13. 予備費	10,000		10,000	
歳出合計	18,474,000	△ 785,520	17,688,480	

令和6年度 6月補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの	
14 国庫支出金	2,367,601	4,312	2,371,913	消防団設備整備費補助金	4,312
15 県支出金	1,401,440	1,067	1,402,507	島根就職支援事業費補助金	67 学校現場業務改善実践研究事業委託金 1,000
17 寄付金	403,500	7,500	411,000	まち・ひと・しごと創生寄付金	7,500
18 繰入金	1,380,497	△ 2,399	1,378,098	財政調整基金繰入金	△ 1,345 元気!勇気!感動!ごうつふるさと基金繰入金 △ 1,208
				まち・ひと・しごと創生基金繰入金	154
20 諸収入	543,138	3,500	546,638	地域活性化センター事業助成金	3,500
21 市債	2,365,500	△ 799,500	1,566,000	地域医療支援対策事業	△ 100,000 エコクリーンセンター整備事業 △ 692,600
				地場産業振興センター改修事業	△ 6,900
合 計		△ 785,520			

令和6年度 6月補正予算 歳出の概要 (事業別)

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
総務費								
一般管理費	524,157	5,523	529,680				5,523	
一般職人件費	特定任期付職員人件費(財源:企業版ふるさと寄付金)							
企画費	22,721	1,000	23,721					1,000
企画費	東京島根県人会補助金							
企画費	36,242	1,123	37,365				923	200
地域再生計画推進事業	波子駅リブランディング事業(需用費、旅費等) 1,123千円(財源:企業版ふるさと寄付金) 【財源組替】企業版ふるさと寄付金 1,977千円、企業版ふるさと基金繰入金 154千円、ふるさと基金繰入金 △1,208千円							
地域振興費	11,516	90	11,606		67			23
定住促進総合対策事業	就職支援事業補助金							
地域振興費	4,080	3,500	7,580				3,500	
地域の活力創出事業	地域活性化支援事業補助金(財源:地域活性化センター事業助成金) (移住・定住・交流推進支援事業 2,000千円、地方創生に向けてがんばる地域応援事業 1,500千円)							
民生費								
生活保護総務費	9,866	1,760	11,626					1,760
生活保護運営対策費	生活保護システム改修業務委託料							
衛生費								
保健衛生総務費	355,316	△ 100,000	255,316			△ 100,000		
地域医療支援対策事業	電子カルテシステム整備費補助(西部島根医療福祉センター) 令和5年度予算計上に伴う減額							
清掃総務費	963,678	△ 692,600	271,078			△ 692,600		
浜田地区広域行政組合負担金	浜田地区広域行政組合負担金(エコクリーンセンター基幹改良工事分) 令和5年度予算計上に伴う減額							
商工費								
商工振興費	24,549	△ 6,916	17,633			△ 6,900		△ 16
地場産業振興センター運営事業	エレベーター更新実施設計業務委託料 △4,448千円、附属設備改良工事費(3階大会議室LED化、揚水ポンプ更新) △2,468千円 令和5年度予算計上に伴う減額							
教育費								
事務局費	16,918	1,000	17,918		1,000			
事務局費	学校現場業務改善実践研究事業(旅費、需用費、役務費)							

令和6年度 6月補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳					予算額の内訳										
	説明名称	市債分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	5-2.一般補助施設整備等	6.一般単独(6-3~6は内書き)					7.辺地対策	8.過疎対策	13.臨時財政対策	
								6.一般単独計	6-3.内緊急防災	6-4.内公共施設等	6-5.内緊急自然災害	6-6.内緊急浸水				
総務債	過疎対策事業(ソフト事業)	8	99,100		99,100									99,100		
	市民センター整備事業	8	2,700		2,700									2,700		
	有福温泉公衆浴場整備事業	7	1,900		1,900								1,900			
	地域コミュニティ交流センター整備事業	8	4,400		4,400									4,400		
	生活交通バス整備事業	8	12,000		12,000									12,000		
	江津ひと・まちプラザ整備事業	8	4,100		4,100									4,100		
社会福祉債	高齢者生活福祉センター整備事業	8	6,200		6,200									6,200		
児童福祉債	保育所等整備事業	8	91,000		91,000									91,000		
衛生債	地域医療支援対策事業	8	100,000	△ 100,000												
	エコクリーンセンター整備事業	8	692,600	△ 692,600												
	汚泥共同処理施設周辺整備事業	8	15,800		15,800									15,800		
	リサイクル推進施設事業	7	3,200		3,200								3,200			
	不燃物処理場整備事業	8	39,400		39,400									39,400		
農業債	農道整備事業	8	15,600		15,600									15,600		
	農地耕作条件改善事業	5	4,500		4,500		4,500									
	ライスセンター再編整備事業	8	467,000		467,000									467,000		
林業債	災害関連緊急治山事業	6	11,600		11,600			11,600			11,600					
	林業専用道開設事業	7	23,500		23,500								23,500			
商工債	地場産業振興センター改修事業	8	6,900	△ 6,900												
	風の国施設整備事業	8	2,800		2,800									2,800		
道路橋梁債	公共施設等適正管理推進事業	6・8	43,500		43,500			13,500		13,500				30,000		
	市道敬川試験場線側溝改良事業	8	15,300		15,300									15,300		
	橋梁長寿命化事業	7・8	25,900		25,900								4,500	21,400		
	通学路整備事業	8	64,700		64,700									64,700		
	落石対策事業	1	9,100		9,100	9,100										
河川債	緊急浸水推進事業	6	10,000		10,000			10,000				10,000				
	急傾斜地崩壊対策事業	6	2,000		2,000			2,000			2,000					
都市計画債	公園施設長寿命化事業	8	14,300		14,300									14,300		
	東高浜市街地整備事業	8	29,100		29,100									29,100		
	石見海浜公園整備事業(県営)	8	19,300		19,300									19,300		
	防災集団移転促進事業	5・8	133,600		133,600		63,300							70,300		
	中央公園整備事業	8	26,500		26,500									26,500		
消防債	消火栓整備事業	6	5,600		5,600			5,600	5,600							
	高機能消防指令センター更新事業	8	28,300		28,300									28,300		
小学校債	大規模改修事業	8	244,000		244,000									244,000		
	学校建設事業	8	10,200		10,200									10,200		
中学校債	大規模改修事業	8	48,300		48,300									48,300		
教育債	学校給食費	8	11,500		11,500									11,500		
臨時財政対策債	臨時財政対策債	13	20,000		20,000											20,000
市債・現年分合計			2,365,500	△ 799,500	1,566,000	9,100	67,800	42,700	5,600	13,500	13,600	10,000	33,100	1,393,300		20,000